東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月１３日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：２１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	所内ボイラ室パッケージクーラーにおいて、主電源電圧計のカバーに亀裂が認められたため、当該電圧計を点検・修理	D	
2	２号機	給水加熱器（３Ｃ）抽気逆止弁の点検時、制御用電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
3	２号機	クロスアラウンド配管製作時のメーカ工場における、溶接後熱処理の際、加熱速度（温度上昇率）に規格外れが認められたため、対応検討	C	
4	２号機	原子炉建屋ドレンファンネル点検において、主蒸気隔離弁室の床ドレンファンネル番号に標示不良が認められたため、当該ファンネル番号標示を補修	D	
5	２号機	タービン建屋ドレンファンネル点検において、給水加熱器室の床ドレンファンネル番号に標示不良等が認められたため、当該ファンネルの番号標示を補修及び点検・清掃	D	
6	５号機	原子炉格納容器冷却器ドレン流量変換器の点検時、停電補償用バッテリユニットに腐食による充電不能が認められたため、当該バッテリユニットを交換	D	
7	５号機	「主タービン温度／伸び／伸び差」記録計の点検時、温度の指示誤差率に精度外が認められたため、当該記録計を修理	D	
8	５号機	原子炉格納容器酸素分析サンプル隔離弁の点検時、電磁弁のリミットスイッチ用ケーブル端子取付部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
9	５号機	残留熱除去海水系ポンプ（Ｂ・Ｄ）出口逆止弁の点検時、ジョイントボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
10	５号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器（Ｂ）冷却水入口弁制御用電磁弁等（２台）の点検時、ダイヤフラム部等（２箇所）よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
11	５号機	計器の設定確認において、廃棄物処理系廃液濃縮器（Ａ）復水器出口導電率検出器等（２台）の計器仕様表に、出力信号範囲の誤記等が認められたため、対応検討	C	
12	５号機	炉心スプレイ系主要弁分解検査成績書において、検査体制表記載の助勢員と検査当日の助勢員実績とに不整合が認められたため、検査成績書を訂正及び対応検討	D	
13	５号機	復水脱塩装置現場制御盤（２５－１０３）において、端子のビスにネジ山潰れが認められたため、当該ビスを交換	D	
14	５号機	サプレッションプール水移送配管トレンチ漏えい警報動作時の現場確認時、当該漏えい検出器のフランジ部より水のリークが認められたため、フランジ部を点検・修理	D	
15	５号機	制御棒駆動機構のエアーベント操作に伴う、制御棒（３４－３１）の引抜き操作時、制御棒位置表示ユニットに部分的な表示不良（不点灯）が認められたため、当該表示ユニットを点検・修理	D	
16	５号機	使用済燃料プール冷却浄化系熱交換器（Ｂ）ベント弁において、シートリーク（連続滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	５号機	制御棒駆動機構のエアーベント操作に伴う、制御棒（１０－４３）の引抜き操作時、制御棒位置表示ユニットに部分的な表示不良（不点灯）が認められたため、当該表示ユニットを点検・修理	D	
18	５号機	所内ボイラ給水ポンプ（Ａ）の吸込ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
19	５号機	計器の設定確認において、再循環ポンプ入口温度記録計等（２台）の計器仕様表に、適用規格の誤記等が認められたため、対応検討	C	
20	６号機	非常用スイッチギア室の空調機（Ａ）冷却水入口圧力計において、指示不良（指針固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
21	集中環境施設	雑固体焼却炉（Ａ）空気予熱器パイロットバーナにおいて、電極接続金具の接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで